

土佐山内家化粧料千石と粟野村庄屋森家について

甲斐素純

はじめに

土佐二十万石の大名山内家と大分県玖珠郡九重町大字粟野周辺一千石の地(旧粟野村八百石と旧小引治村百石・旧木納水村百石)が、「化粧料」として近世初期の一時期ではあるが関係していたことを明らかにしたのは、渡部淳氏である。渡部氏の「土佐山内氏豊後国化粧料について」^①という論文には、大いに啓発させられた。

なお、この「化粧料」という言葉は近世以前にも史料に散見され、「化粧田」などとあり、これは婚儀に際し妻の実家から付された土地(あるいは金錢)のことである。化粧料は近世に入ると、主として大名懐柔策の一環として婚姻政策と関連して再び登場し、中期以降その姿を潜める。

江戸初期幕府が大大名に与えた化粧料をみると、天領日田の千石の地(渡里・入江・石井・川下村)を慶長十一年(一六〇六)筑前福岡城主黒田長政の室に(寛永十二年上知)、また同十三年には肥前佐賀城主鍋島勝政の室に上野・苗代部・桜竹・赤石他十三ヶ村の一千石の地(寛文元年上知)と、筑後柳河城主田中隼人の室あてに、堂尾・柚木・内河野・山手千石の地(寛永七年上知)をそれぞれ与えている(以上、『日田市史』参照)。さらに翌十四年には、豊前中津城主細川忠利の室あてに、玖珠郡小国村千石の地が、化粧料として与えられた(慶安三年上知)。

一、化粧料の下附

初代土佐藩主山内一豊の世子国松（忠義）の婚儀につき、『徳川実紀』では慶長十年（六〇五）四月一七日条に、

山内土佐守一豊は、弟修理亮康豊の子国松を養ひて子とす。大御所（徳川家康）松平隱岐守定勝（遠州掛川藩主、のち伊予松山藩主）の女子を養ひとらせ給ひ、御子として国松に嫁せしめらる、よて粧田千石をよせ給ふ
とある。

（ ）は、筆者

国松が一豊のあとを嗣いだのち、慶長十五年三月朔日付で土佐守任官に際し、秀忠の「忠」の一字を拝領して忠義と改名。松平姫を許され、「松平土佐守忠義」と名乗る。一方松平定勝の女子とは「阿姫」のことで、定勝の次女で家康の姪にあたり、忠義に嫁し寛永九年の死後は「皓月様」と称した。高知市の山内神社宝物資料館には、阿姫入嫁時に持参した豪華な雛人形一式が所蔵されている。

渡部論文によると、この化粧料千石の引き渡しは前記の婚儀のそれより数年後の慶長十二～三年頃に、山内家に下附されたといふ。

土佐国史料集成の『南路志』第五巻（高知県立図書館）の「年譜」によると、土佐二代藩主山内忠義（一五九二～一六六四）が家督を嗣いだのは、慶長十年十一月十三日である。忠義は若年につき、実父の匠作康豊（一豊の弟）に後見を頼み、これに依つて康豊は幡多郡中村（二万石の知行を受けていた）から高知城内へ移り、同十二年まで後見として藩政の実務に参与した。

忠義は慶長十五年（一六一〇）閏二月二十八日には、駿府において家康から直々に「土佐守」に任せられる旨を仰せ出された。また『南路志』に収められた「御家号御諱字御赦免之御判物」によると、

宜任

松平土佐守

慶長十五年三月朔日

御書判

忠

慶長十五年三月朔日

御書判

松平土佐守とのへ

從四位下土佐守之口宣

上卿 唐橋大納言

慶長十五年九月廿八日

宣旨

正五位下

源忠義

宜叙從四位下

藏人 右中辨藤原宣衡奉

上卿 唐橋大納言

慶長十五年九月廿八日

宣旨

從四位下

源忠義朝臣

宜任土左守

藏人 右中辨藤原宣衡奉

とある。つまり、朝廷からの正式任官は同年九月廿八日付である。將軍家からの判物は「土佐守」であるが、朝廷より從四位下源忠義朝臣に下された口宣には、「土(タマ)左守」とある。これは藏人の右中弁の藤原宣衡が奉じたもので、人偏を書き落としている。以来忠義の受領名表示にあたつては「土左守」とし、この字を意識している。なお、藩主の子孫山内豊秋氏は「統刊隨

想^ノの中で、「土佐守と土左守」について触れ、「要するに、朝廷からの叙任口宣に土左守と記されているから、忠義一代は“左”であつて、他の者は“佐”なのだというわけ」といつている。

余談ではあるが、豊後杵築藩の場合も、これと同じような事例がある。つまり古くは「木付」であったが、松平重休の治政下正徳二年(一七一二)四月十一日付の將軍家よりの朱印状に「豊後國杵築領」とあつたことから、同年七月十一日には「木付」の文字を「杵築」と書き改めたいと願い出て、八月十四日から「領内都^{ナカニ}書き改」めた(『大分県史』近世篇II「杵築藩」参考照)。

忠義は、「六尺豊かな大男で、力も酒も強く、武術や相撲などを好んだ豪放な殿様だったといわれ、鬚をたくわえて自慢をしていた」^③といい、また「豪胆な人で力が強く、相撲を好み、馬術・鷹狩・鉄砲の技術にもすぐれていた。「竹嚴院君日記」には鷹狩と風呂の記載が多いが、鷹狩のあと「風呂あびて酒を飲んだのである」^④という。この竹嚴院君は忠義のことと、同日記は高知県立図書館が所蔵しているが、「鷹犬」に関して何も記されていない。

二、化粧料の引き渡しと返納

渡部論文では化粧料の山内家への引き渡しは、前記婚儀の数年後の慶長十二、三年頃に行われたと、土佐側の史料を使って推定された。論文発表後、たまたま栗野村の延享三年(一七四六)の村銘細帳(『大分県地方史』)に「史料紹介」として投稿済み)が「玖珠町史」の編纂過程で発見され、推定の正しさを証明することになった。

阿姫は寛永九年(一六三二)二月十三日に逝去(三十八歳)し、「光熙院殿泰晉皓月」(通称、皓月様)と謚した(『南路志』)。化粧料の下附概念は、通常その人(夫人)一代限りで(中世の「女子一世^{イセイ}」期分に似ている)、当該者の死をもつてその存在は消滅する。ゆえにすぐに幕府へ返納されるのが、通常であるが、実際に幕府へ収公されたのは、正保元年(一六四四)のことであつた。そして結果的に阿姫あての旧化粧料の物成は、死去した寛永九年に溯り併用されて銀子で幕府へ上納されている(渡部論

文参照)。

延享三年の栗野村銘細帳は、玖珠町の郷土史家宿利天祐氏の収集史料で、他に享保二十年(一七三五)閏三月の栗野村銘細帳、天保九年(一八三八)の田野村や同年の山浦村銘細帳もある。

(表紙ウワ書)「延享三年寅、豊後国玖珠郡栗野村銘細帳、(異筆)小野孝平」には、次のようにある。

一、栗野村之儀、百三十九年以前慶長十三申年より松平土佐守様御廉中様御上知行ニ相成、其後百三年以前正保元申年ヨリ、御上知ニ罷成申候

また無年号の「銘細帳」には、次のようにある。

一、当村之儀、慶長十三申辛巳土佐高知之御城主松平土佐守様御知行ニ相成、其後正保元申年より御料ニ罷成、其節ハ村高千石ニ御座候所、寛文五巳年細川越中守様御預り、翌午年御代官山田清左衛門様
竹内三郎兵衛様御下向之節、栗野本村高八百石者山田清左衛門様御代官所ニ相成、枝郷小引治村高百石・同木納水

村百石、合式百石ハ竹内三郎兵衛様御代官所ニ相成申候段、
被仰渡候、依之古來ヨリ千石之村方、分郷ニ相成候、(下略)

さらに、享保二十年の銘細帳には、

一栗野村之儀、百式拾八年以前慶長十三申年より松平土佐守様御廉中様御知行に相成、其後九十式年以前正保元申年より、
御上知罷成申候

とある。地元の銘細帳でも、千石の上知は正保元年(一六四四)である。



延享三年の栗野村銘細帳の部分
(玖珠町教育委員会提供)

なお、三冊ある栗野村銘細帳の表紙には、どれも異筆にて「小野孝平」と記されており、無年号の一冊には、「大字栗野」と名前の上に大字の住所表示がある。なお孝平は栗野井手に住み、明治・大正期の人という。

銘細帳は通常同じ物が数冊作製され、必要に応じてそれぞれの役所・機関へ提出されるのであるが、最低一冊は各庄屋が手元へ控えとして残していた。栗野村の庄屋は森氏で、直系の子孫は現在同地に住んでいない（庄屋の屋敷地は、現在田園となっている）。小野孝平が何らかの理由でこれらの資料を入手し、表紙に自分の名を付したものと思われる。その時期は、「市制町村制」によつて大字が制度的に施行された明治二十二年（一八八九）四月一日以降と思われる。

三、松平土佐守忠義の書状四点

土佐山内家と、阿姫化粧料千石の中心地栗野村の庄屋森氏との関連史料が、
豈後側に若干あるので、ここであらためて参考に供したい。それは既に橋本操
六氏によつて発表済みの、日田市諸留町帆足コウ氏所蔵の「帆足家文書」^⑤であ
る。以下関連する史料のみ、抄録する。

一 松 忠義書状（折紙）

尚といつれも重而自是可申入候、

飛脚被越、殊肥後きせる三拾本并見事成赤毛之鷹犬一疋給、毎度遠路之所
念被入候段、令満足候、犬之儀此方へ參着以後、追付掌を見候處ニ、事之
外逸物ニ而、不カ大形令秘藏候處、縄をぬけ逃申候、舟着宿毛と申所へ可參
と存尋ニ遣候、未左右無之候へとも、多分捕可參と存申候、「然者同姓權
六事、爰元被越候、此方ニも人多候へとも、其方儀故留置、傍ニ召仕候、



帆足コウ氏所蔵文書(松平忠義書状、一)
(玖珠町教育委員会提供)

委曲之儀者長屋權内・小倉須兵衛^一可申述候、恐^ニ謹言、

松土^二左守

二月十五日 忠義印

森又右衛門

^{まいる}

二 松 忠義書状(折紙)

尚^ニ見事犬毎度被越、満足不^レ過之候、將又家來生駒木工かた^レ付委細被申越通申聞候、

為見舞遠路飛脚到来、殊見事之鷹犬二疋牽せ被越、令満足候、二疋之内黒を牽入申候由、左様可有之候、黒者勝而見事^ニ有之候、虎犬も能大^ニ而候間、牽入ハ^レ逸物^ニ可罷成と^レ別而令^レ秘藏候、當地別条無之、我等所勞も同篇之事候、例^レ寒甚候付而、一入養生申事候、猶期後音之時候、謹言、

松土^二左守

極月十七日 忠義印

森又右衛門殿

御宿所

三 松 忠義書状(折紙)

一書申入候、當春者遠路為見舞被罷越、久^ニ而令面談、大悅此事候、其後終以書状も不申候、爰許無別条、我等氣分も同篇之事候、然者次第寒氣被成候^{〔以下略〕}一付而、痛在之候、隨而些少之至候^ヘとも、銀子武枚并塩鮎百入一桶進入候、猶追而可申候、謹言、

松土^二左守

十月十九日

忠義印

森又右衛門殿

四松 忠義書状(紙折)

尚以旧冬ハ鷹犬給満足申候、牽入申候處ニ、一段之犬にて弥令秘藏候、

九州筋へ飛脚遣候間令申候、其許別条之儀在之間敷存候、其見廻ニ者、吉利支丹宗門之もの在之候由ニ候之處ニ、何茂被召捕候旨、先以一段之儀共ニ存候、當地無相替儀、我等氣立同篇ニ候、隨而壹式ニ候へとも、時分物ニ候(以下折返)
一条帷子ニ之内單物一給候、猶期後音之時候、恐ニ謹言、

松土(マツト)左守

五月三日 忠義印

森又右衛門殿

御宿所

日田市有田の帆足家は、豊後清原氏の一族で代々玖珠郡帆足郷に住んでいたが、文禄二年(一五九三)大友家が滅んだ後、同じ帆足郷の岩室村(玖珠町大字岩室)に帰農した。そして、久留島氏入部ののちは同村の庄屋を勤め、その後日田郡有田郷(森藩久留島領)の大庄屋となり明治に至った。

天明二年(一七八二)仲秋に「帆足家系図」(帆足コウ氏所蔵)を作成したのは帆足兵左衛門正周(森藩の役人で、御切米九石・本扶持二人・有田代官を勤める。この時五十七歳。森藩では天明二年全家臣に、先祖書の提出を命じている)で、彼は同時に「角埋城合戦記」・「山の城合戦記」をも著わしている。

「帆足家系図」抄録(日田市諸留 帆足コウ氏所蔵)

助通

正高 — 正通
通成
是次 帆足郷ヲ領ス
帆足太郎太夫

家通 帆足十郎 — (十四代省略)

帆足十郎

通元

森之祖

通経

長野姫
通次
通貞
飯田次郎
末次 惠良四郎
兼繼 野上五郎

大藏蒸

鎮直 — 鎮次
大藏蒸

文禄四年漂客ト成テ岩室村

鑑直
女子 森五郎左衛門妻
統通

ニ住ス、コレ大友家滅亡ニ
ヨツテ也

某 — 明專 (久珠町帆足)
光林寺開基 (有田帆足家菩提寺)

久盛 — (本文掲載)
推量 実胤 新内、法名祐貞
元禄十二卯歳 ヨリ久留島家ニオイチ仲小姓

諸留村庄屋割り大庄屋格

実明 奥右衛門、後号助左衛門、西岩室村莊屋、又長小野村莊屋
後中尾村庄屋

鎮勝 — 鎮近
久富 — 勝重
正直 — (正周)
兵左衛門

久富 — 勝重
正直 — (正周)
兵左衛門
新村大庄屋
(天明三年作)
(宝曆八寅歳ヨリ久留島家ニオイチ仲小姓)
(角牟礼城合戦記) (日出生城合戦記) の筆者)

鎮広
日出生村莊屋
万伯

明行寺開基 (久珠町日出生)

帆足家に伝わる文書を史料紹介した橋本氏は、内容からみて「正周らによつて収集された可能性が高い」（前書）というが、その収集先や宛名の森氏との関連については、触れられていない。そこで帆足コウ氏が発行した『氣運生動——帆足家三代とその時代』所収の天明二年仲秋帆足正周編纂の「帆足家系図」を注意してみると、正周の曾祖父「久富」の兄「久盛」の子「推量」の箇所に、

左太夫後号如有、実ハ玖珠粟野村庄屋森五郎左衛門ハ弟也

貞享四卯歳ヨリ五ヶ年岩室村庄屋勤役、元禄四末歳ヨリ同六西歳迄、久留島家ニオイテ仲小姓勤仕、享保十四年酉七月廿

五日諸富村ニオイテ病死、山田郷ノ産タルニ因テ苗字ヲ山田ト改、家ノ紋七耀用之

通重
子助義門或名至天法名教誓

過社年而退方治元戊戌年

五月十三日卒ス

兼信
參長右衛門人道法名玄意

此來數代相續ス

森兼成
森又三郎ト称ス兄兼裡共
父又義二仕自森又元祖通

文禄三年為逸民

通信法名
三太郎各右衛門
一無

とある。

この推量は、後述する玖珠町大字大隈の教念寺所蔵の「森系譜」に出てくる「信實」と同一人物であり、粟野村庄屋森家から帆足家に入った人である。そして苗字も、山田郷の產というので「山田」を一時名乗っている（帆足家墓地には、山田を称する墓塔がある）。このようなことから森家伝来の文書が、帆足家に移動したものと思われる。

『山内家史料、一豊公紀』には、「右御知行所之庄屋、森又右衛門ト云」とある。つまり前述の帆足家文書中の「松土佐守忠義」より「森又右衛門」あて四点の書状は、粟野村庄屋の森氏あてた出された書状ということになる。

「森系譜」抄録(玖珠町大字大隈、教念寺所蔵)

女子 松木權左衛門ノ室

森 権助、助左衛門、善誓

兼種 通重

助左衛門、正大夫、教誓 童名 宮菊、有故 仕土州

通信

文禄二年大友家没落ノ時ニ
弟森兼成等ト粟野村ニ籠居ス、
故又号粟野、森兼種ハ寛永五

年戊辰九月十六日卒ス

兼信

退ク、万治元戊戌年五月十三日卒
森長右衛門入道

法名 玄意

三太郎、又右衛門 法名無

(省略)

壯年ヲ過マテ土州ノ大守忠義公、
忠豐公・農昌公ノ三代ニ勤仕スル

宮菊・又右衛門・五郎左衛門・弥右衛門

信廣 又号元古・改信経

高教

權六

信實

萬四郎・權之丞・左太夫・合如有

當ル時森角牟禮ノ城主 久留鳴信濃守越智ノ通清
(異筆)已上、粟野庄屋森又右衛門 系譜

實胤

實胤

文七・奥右衛門・助左衛門
三太郎・八太夫・新内

※

□

は、筆者

ちなみに前記忠義の書状や「森系譜」をみると、千石の化粧料支配が縁となつて庄屋森氏は、山内家との交流を持ち（贈答品の交換など）、庄屋自身も土佐へ足を運んでおり、一族の者が土佐藩へ仕官している。その中に玖珠地方の特産物として、「鷹犬」がみえる。忠義は、森又右衛門から贈られた「赤毛の鷹犬」について、「事之外逸物ニ而、不大形令秘蔵候」と言い、大きいに満足している。（なお「鷹犬」については、別稿を用意している）。

高敦（権六）は山内忠義以下の三代に仕官したと系譜にあるが、前記忠義の二月十五日付書状（一）の「然者同姓、権六事、爰元被越候、此方ニも人多候へとも、其方儀故留置、傍ニ召仕候」とあるのと、一致すると思われる。幕府より拝領の化粧料支配（支配を円滑にするための配慮）との関連で、興味深い。

四、土佐山内家と豊後久留島氏

山内忠義の室阿姫は松平（久松）定勝の次女であることは前述したが、「南路志」の「忠義公御代」の附録として「久松家之事」という一文がある。

それによると久松隱岐守定勝は家康の同腹の舍弟で、その定勝の次男が伊予松山十五万石城主の松平隱岐守定行である。三男は勢州桑名十一万石の城主松平越中守定綱であり、四男が松平信濃守定實で寛永壬申（九年）三月廿一日三十六歳で卒去している。この定實の女が、森藩三代藩主久留島通清の先室である。

久留島家の家譜では、「御内室中川内膳正源久盛養女、實松平信濃守定實女」とある。定實の女は一端父の兄弟の夫である豊後岡藩七万石中川久盛の養女となり、通清に嫁したのである。このようなことはよくあるケースで、阿姫も家康の養女となり忠義に嫁している。また五男は今治四万石の城主松平美作守定房で、末男は三州苅谷二万石の城主松平能登守定政である。定勝の女としては、まず中川内膳正久盛の室があり、その妹は酒井阿波守忠行の室で雅楽守忠清の母もある。この忠清は十五万石を領し大老にまでなった人物で、俗に「下馬將軍」とも称された。またその妹は阿部対馬守重次の室で、末女は松平備

後守恒元の室である。

「久松家之事」の最後の方に、松平信濃守定實公女のことがあり、「於松女、久留島信濃守通清前室、慶安四年辛卯四月廿五日、行年二十四歳卒去、於武州浅草龍宝寺ニ送葬、法名宝樹院殿理庵妙智大姉」とある。久留島家と久松家とは、通清の室として関係を生じ、そのあと定實とその兄弟の間柄を通じて、また先室中川養女としての中川久盛などを通じて、山内忠義の女を後室として迎えることになったのであらう。中川氏や山内氏の夫人を通じて、老中の酒井忠清を動かし、角埋城の石垣再興計画や、鉄眼禪師の法難に際しては幕府側の意向を伺うなど、久留島氏の後援を依頼している。⁽⁶⁾

中川氏と山内氏の関係については、森藩旧臣の秋山泰士氏所蔵文書中に、次のようにある。

山城守様（中川久盛）、松平／土佐守様（忠義）とハ至懇故、土佐様／御内談ニテ、久留嶋／市兵衛（通清）右之訳も有之事ニ候へハ、何卒能縁談致し進度候、／近頃不相応ニモ可被思召候得共、御手前様御息女之内御／老人拙者へ申受度候、左様候ハ、拙者娘分ニ致し市兵衛／ニ遣し申度と御所望被成、御熟談之上又々竹田丸被／為入候、奥様実ハ松平土佐守様御姫様ニテ、松林院殿／之御事也、此土佐守様御公辺殊外宣敷、御一生イ篇無之左ノ字を御用被成候故、俗ニ左リ土佐様と／奉称怠徳院殿（徳川秀忠）之御聟也、夫故松林院様ハ即／怠徳院殿之御孫女ニテ御座候、土佐六松林院様ニ／附参り之もの順哲老之実父波多野重左衛門也、／

（ ）は、筆者

（『玖珠郡史談』第四十五号所収、「史料紹介秋山家文書」）

「松林院殿」は忠義の末女で、「重姫」といった。『南路志』所収の「忠義公御代五」の明暦二年の頁には、

二月廿七日、重姫様、久留島信濃守通清公江御輿入、御輿添百々刑部・御貝桶生駒木工、右両人へ信濃守様より為御祝義御刀被下

とある。また「忠義公御代六」の雑記の頁には、

忠義君御末女様松林院元高齋清、元禄九年丙子八月朔日御歳六十三逝去。久留島信濃守様へ被進ける。信濃守様ハ豊後森壱万弐千五百石也。後信野守様御子帶刀様御室ハ豊房君の御妹君也。帶刀様ハ御早世也。忠義君御姫様を久留嶋様へ御縁組被遊未御吹聴も不被遊候處、備前的新太郎様御聞被成、此度御息女を久留嶋信野（マサニ）守方へ御縁組被成候様子承申候。信野守は小身者二而御座候、御不相應成義と存候と被仰けれハ、忠義公御答へに、如仰信野守小身者ニ而御座候。御自分様ハ御大身ニ御座候故左様も可御思召候へとも、私義ハ小身ニ御座候故、数々の家来を養育致候ニ大身成方へ遣し物入ニ候へハ家来を養育致ス事成不申故、小身成信野（マサニ）守方へ遣申由御答被遊けると也。

右十三ヶ條胎謀記事に見えたり。

とある。

本文中にある「備前的新太郎様」とは、池田輝政の孫で江戸初期の名君といわれた岡山藩三十一万石池田光政のこと、光政の二女(牒姫)が忠義の子三代忠豊の室である。光政との対談によると、女を大身(大大名)に遣すと物入りになる。つまり婚礼道具などの各種調度品が豪華になり、更にそれ以降の親戚付き合いに費用がかさむ。臨時の出費が多くなれば、「家来を養育する事成不申」といつている。それ故に、「小身」である久留島信濃守へ嫁がすのだという。

さらに『南路志』第六巻の「豊昌公御代七」の附録には、

元禄九年丙子八月朔日、久留島信濃守通清公室逝去。重姫君重姫君ハ忠義公之御女、於江戸御出産。山内遠江守一安公御同腹之姉君也。承應二年癸巳四月十二日、上邸江為上使松平伊豆守信綱公御來臨、忠義公御國御暇被仰出、如例御賀三十・白銀貳百枚御拝賜。但忠義公、去冬十一月初中風御煩、御登城依難被成也。且又兼而被仰込之旨 上聞、重姫御縁組久留島市兵衛通清へ被仰出。依之重姫君、明暦二年丙申二月廿七日御婚禮、御輿添百_ニ刑部、御貝桶生駒木工也。寛文元辛丑正月廿一日御男子出生、忠義公七夜御名万千代君と被為附、後帶刀君と御改被成。とある。また同じ附録として、次の記事もある。

一、元禄十三年庚辰三月十七日、豊昌公御養女、山内一俊公御女^{豊房公之御姉也}、久留嶋帶刀通綱公室卒去。

略傳 延宝元年癸丑御誕生、元禄八年乙亥豊房公御女弟豊昌公為御養女、久留嶋通綱公江御縁組之御願被仰込、眞田采女正信音殿・久留嶋平右衛門殿御取次、阿部豊後守殿江被得御内意處、御双方御取次方御縁邊御書附可被出豊後守殿御内證ニ付、豊昌公^ら御書附御留守居共月番御老中江可指出之旨依御指圖ニ、十一月三日被仰込、同年十二月五日通綱公・信音公殿中江被召出、御老中御列座、御双方縁組之儀土居相模守殿被仰出也。但此年、豊昌公は就御在國ニ、信音公御出勤也。元禄九年丙子七月十日御結納御祝儀到来、御使者荒井久右衛門、御饗應之上御刀被遣之。同月廿八日御婚禮、志賀庄右衛門并役人數輩御附被遣也。右為御礼、九月廿八日御登城、時服十重^ネ豊昌公^ら被獻之。

女を大身に遺すと物入りになるといいながら、次の記事などをみると嫁ぎ先の小大名久留島家から、借金を申し込まれているようだ。山内豊秋氏の「忠義の書簡について」^⑤では、忠義文書の一覧表を附している。それによると、万治二年（一六五九）四月十一日の忠義より野中兼山あての書状によると、「市兵衛殿（通清）借金之儀先千両」とあり、また同年八月六日にも「市兵衛殿借金之儀」などとある（本文を確認していないので、詳細は不明）。また先室の実家中川久盛へも、五百両の借金があつたようだ。^⑥

次に、『南路志』と共に土佐藩及び山内家の動向を知るもう一つの貴重史料である『山内家史料』の中から、久留島家との関連記事を若干見てみたい。同史料は、戦前の山内家史編輯所による編纂で、稿本八百冊からなり、三十余年にわたる偉大なる文化事業であった。同史料は、初代一豊公紀から十六代豊範の没年の明治十九年にまで及んでいる。この稿本をもとに山内家史料刊行委員会を作り、山内神社宝物資料館から発行されたのが、『山内家史料』である。

この内『第二代忠義公紀、第四編』の明暦二年二月廿七日条には、「第四女^吉^{（通）}計姫、豊後国森領主久留島信濃守通清ニ嫁ス」とあり、以下種々の資料が紹介されている。それによると、

〔集録方文書〕

一久留島丹後殿よりたのミの物、先月廿九日二神七右衛門と云者爲ニ使者一上屋敷參候、忠義殿御満悦推量可レ有候、使者ニも御対面御盃被レ遣、金壹枚五両之刀被遺候、目出度儀不レ過之候、

一久留島丹後殿より中川山城殿迄、久留島市兵衛舍弟半八と申仁を以被レ申候は、土左守殿と丹後殿身代大分相違之儀候間、中中縁組之儀存知も不レ寄候、誠ニ土左守殿中川内膳殿迄被レ仰候は、御公儀相済緑辺被ニ仰出一候ハバ、諸事土佐殿取持首尾克祝言相済可レ申由、内膳殿被ニ仰聞一候故、御請申候通御申候、（下略）

一右之様子酒之上にても内膳殿へ被レ仰候哉、隱岐殿ハ少も左様ニハ御申無レ之候と、山内修理を隱岐殿へ御寄土左殿へ聞ニ被レ遣候處ニ、忠義殿御申候は少も左様之儀は不レ申候ヘ共、内膳殿へ被レ果證據も無レ之候へば、有無之穿鑿不レ入儀候、先祝言候ハバ重てハ御談合可レ有由御返事候、隱岐殿も一段丈之由候、

一丹波殿手前不ニ罷成一候間、市兵衛奥方普請申付祝事被レ仕せ候儀、當年は罷成まじく候、来年は可レ成哉と可ニ思召一候ヘ共、来年も罷成まじきのよし御申候、市兵衛奥方賄永代土左守より被レ成候様ニとの儀候、市兵衛表向き賄も被レ成候様ニと、丹波殿被レ申候よし半八山城殿へ被レ申候處ニ、山城殿被レ申候は市兵衛賄之儀不レ謂儀候、奥方之賄之儀は三年か五年か、土左殿より可被レ成事も可レ在レ之候、永代之賄被レ申まじく候、左様之儀は隱岐守殿迄も申達候儀罷成まじきとの御返事之通、山城殿物語被レ申候、免角忠義殿より市兵衛奥方普請不レ被レ成候ハでハ、祝言成まじく候と隱岐殿も思召候、具之儀は、山内下総・生駒木工・桐問兵庫方より可レ申候（下略）

対馬守

忠義（花押）

五月三日

野中主計 殿

とある。

久留島氏の財政状況が伺われ、その後土佐との間で借金の事実もある。久留島氏側に、藩政初期・中期の資料がないだけに、興味深い史料である。

注

- ① 『大分県地方史』第一五九号所収、平成七年十月・大分県地方史研究会
- ② 『山内家史料、第二代忠義公紀、第一編』山内神社宝物資料館
- ③ 『國錄高知市史、考古～幕末・維新篇』所収、「山内忠義と野中兼山の事業」広谷喜十郎・平成元年四月・高知市
- ④ 『郷土史事典、高知県』山本大編、一九八三年・昌平社
- ⑤ 『大分県地方史』第一二七号所収、昭和六十二年十月・大分県地方史研究会
- ⑥ 昭和六十三年四月・末広利人氏編集
- ⑦ 『玖珠郡史談』第四十五号所収、「史料紹介秋山家文書」竹野孝一郎、平成十二年二月・玖珠郡史談会
- ⑧ 『山内家史料、第二代忠義公紀、第四編』、昭和五十六年十二月、山内神社宝物資料館
- ⑨ ⑦に同じ